

リモートID特定区域の届出要領

1. 目的

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第131条の7に基づく航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の6第1項第2号の規定により、登録を受けた無人航空機には、無人航空機の登録記号を遠隔から識別するための機能であるリモートIDを備え、作動させなければ航空の用に供してはならない旨義務付けている。

しかしながら、必要な措置を講じた上で、あらかじめ届け出られた区域（以下「特定区域」という。）の上空に限り、あらかじめ届け出られた機体のみを飛行させる場合には、リモートIDにより遠隔から識別する必要性に乏しいと認められることから、規則第236条の6第2項第1号の規定によりリモートIDの搭載義務の適用を除外するものとしている。

本要領は、リモートIDの搭載義務が適用除外となる特定区域の届出の方法及びリモートIDを備えずに飛行する場合に講ずるべき措置の要領を定めることを目的とする。

2. 対象

特定区域として届出することが可能なのは、規則第236条の6第2項第1号の措置を講じたものとする。（この規則に基づき、本要領に5. を定めるので参照のこと）

3. 届出に係る手続

特定区域の届出は以下の方法により行うこととし、届出の代表となる者（以下「代表者」という。）が行うものとする。なお、届出とは、国等に対して一定の事項を通知する行為であり、届出書への必要事項の記入など形式上の要件を満たす必要があることから、この要件を満たさないものや届出内容に誤りがあるものは、届出としての法的効果は発生しないことに留意する。

(1) 届出システムによる手続

特定区域の届出は、ドローン情報基盤システム（届出機能）（以下「届出システム」という。）によりオンラインで行うことができる。

届出システムにより届出を行う場合は、当該特定区域の上空における飛行を開始したい日の少なくとも5開庁日前までに届出を提出するものとする。

(2) 郵送による手続

特定区域の届出は、届出システムによる届出の他、郵送により届出を行うことができる。届出に当たっては、リモートID特定区域の届出書様式（以下「届出書」という。）に4. の記載事項を記入し、参考となる事項を添付して提出する

ことができる。なお、届出書の欄内に全ての事項を記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、添付する別紙に記載しても差し支えない。

郵送により届出を行う場合は、特定区域の上空における飛行を開始したい日の少なくとも5開庁日前までに管轄官署に必着するよう届出を提出するものとする。

(3) 届出先

届出の提出先は、次表のとおり所定の提出先に提出するものとする。なお、特定区域の所在地が国土交通省組織令（平成12年政令第255号。）第217条に定める地方航空局の管轄区域のいずれにも該当する場合には、当該届出を行う代表者の住所を管轄する区域の地方航空局長へ提出することとし、当該届出を行う者の所在地が本邦外である場合にあっては、東京航空局長に提出するものとする。ただし、公海上における特定区域の届出は、国土交通大臣に提出するものとする。

また、郵送による届出は規則第243条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

特定区域の所在地	届出の提出先
東京航空局が管轄する区域	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局保安部運航課
大阪航空局が管轄する区域	〒540-8559 大阪府大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 大阪航空局保安部運航課

(4) 特定区域の届出の事項

規則第236条の6第3項に基づく届出は、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を記載した届出書を提出しなければならない。なお、届出事項の詳細は4.に示す。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 電子メールアドレス
- ⑤ 規則第236条の6第3項第1号の「その他の連絡先」として、法人・団体の場合の代表者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地
- ⑥ 登録記号
- ⑦ 飛行の日時
- ⑧ 区域及び高度
- ⑨ 規則第236条の6第3項第4号の「その他参考となる事項」として、法第132条第2項第2号の許可又は法第132条の2第2項第2号の承認（以下「許可等」という。）を必要とする飛行の場合の取得状況。
- ⑩ 規則第236条の6第3項第4号の「その他参考となる事項」として、規則第236条の6第2項第1号イ及びロの措置（本要領5-1(2)の措置を含む

む。)を講じていることの申告

(5) 変更届出

特定区域に係る届出を行った後に、届出事項の内容の一部を変更する場合の届出は、変更がない事項を含めて(4)に定める届出事項が記載された届出書を提出して行うものとする。なお、郵送による手続きにあっては、(4)に定める届出事項に加えて、変更を行おうとする届出に係る届出番号も記載するものとする。

(6) 届出番号の通知

届出番号は、(4)又は(5)の届出があったときに届出システムから発番される。届出番号は届出の記入内容が形式上の要件を満足する場合に限り通知され、(1)届出システムの手続きの場合、届出システムから電子メールにより自動的に通知するものとし、(2)郵送手続きの場合は、電子メールにより通知するものとする。この際、(2)郵送手続きであって、届出者から提出した届出書の写しを求められた場合は、届出者から必要な切手を貼付けした返信用封筒の提出がある場合に限り、届出者へ返送する。

4. 届出の記載事項

規則第236条の6第3項に基づく書面による届出書の記載事項は次のとおりとする。届出システムによる届出については、本項に準じて必要事項の入力を行うものとする。なお、許可等の申請と併せて3.(2)郵送により手続きを行う場合は、次の(9)の記載を省略できる。

(1) 氏名又は名称

代表者の氏名とする。法人・団体にあつては、代表者が所属する法人・団体の名称とする。

(2) 住所

代表者の住所とする。法人・団体にあつては、代表者が所属する本店又は主たる事務所の所在地とする。

(3) 電話番号

飛行中、危険回避等の目的で、操縦者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、特定区域の上空における飛行中を含め代表者と常時連絡のとれる電話番号とする。

(4) 電子メールアドレス

特定区域の上空における飛行中を含め代表者と常時連絡のとれるメールアドレスとする。

(5) 規則第236条の6第3項第1号のその他の連絡先として、法人・団体の場合の代表者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地

法人・団体の場合の代表者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地とする。

(6) 登録記号

特定区域の上空を飛行させる無人航空機の登録記号とする。登録無人航空機が複

数機ある場合には、登録記号を列記することができる。

(7) 飛行の日時

特定区域の上空において飛行を開始する日時及び飛行を終了する日時を記載し、期間については3年を限度として記載することができる。

(8) 区域及び高度

区域は、特定区域の所在地、区域の端点の緯度・経度を記載する。高度は、飛行する高度の上限を記載する。、届出には特定区域の範囲を地図上に示した資料を添付する。3.(1)届出システムによる手続きの場合にあっては、地図上に区域の範囲を示した画像及び地図データ（GeoJSONファイル）を添付する。この場合において、区域の範囲を地図上に示した資料から位置や範囲が特定できない届出は、届出の要件を満たしたものとならない。

(9) 許可等を必要とする飛行の場合の許可等の状況

特定区域の上空における飛行を行う場合の許可等の取得状況とする。

(10) 規則236条の6第2項第1号イ及びロの措置を講じていることの申告

5.に掲げる特定区域の上空における飛行に当たって講じる措置を行うことの申告とする。

5. 特定区域の上空における飛行に当たって講じる措置

規則第236条の6第2項第1号に基づく、特定区域の上空の飛行に当たって講じなければならない措置は、次のとおりとする。

5-1. 特定区域に講じる措置

特定区域の上空における飛行を行う場合には、無人航空機が特定区域の上空から逸脱しないこと及び届出の無い無人航空機の飛来を判別するため、次に掲げる措置が講じられなければならない。

(1) 無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置

特定区域における無人航空機の逸脱と飛来を監視するため、目視での監視を行う補助者を特定区域内若しくは周辺に配置又はその他の措置を行い、以下の措置を講じることとする。

- ① 届出済みの無人航空機の飛行状況を監視し、特定区域の上空から当該登録無人航空機が逸脱しそうになった場合等に操縦者に必要な助言を行うこと
- ② 無届又は未確認の無人航空機が飛来した場合等に、必要に応じ飛来した無人航空機の操縦者に飛行中止等の指示を行うこと
- ③ ②の措置が出来ない場合、届出済みの無人航空機と飛来した無人航空機の判別が困難となった場合には、補助者の指示に従い、届出済みの無人航空機は飛行中止の措置を講じることとする。

(2) 特定区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置

届出済みの無人航空機がリモートIDを備えずに飛行する空域が、特定区域の上空であることを周囲の者が認識できるようにするため、以下のいずれかの措置を講じることとする。

- ① 操縦者からの目視内において、塀、柵、縁石、土地上の境界線の表示若しくはそれらによる目印により、特定区域の外縁がすべて示されていること
- ② 標識（コーン、看板、既存の構造物その他の物件又は地面上の表示であつて当該標識が特定区域の外縁を示すものであることが示されているもの）をそれぞれの設置位置から両隣の標識が操縦者から視認できるように設置することにより、特定空域の外縁が判別可能であること

注1) 目視内での飛行形態に限り、外縁が河川や草地などに存在する又は境界線の表示や物件の設置が許容されていない等の理由で物理的に標識を設けることが困難である場合は、求めに応じて届出書の写しの提示等により届出に係る空域の範囲を明示するための措置とする旨を届出時に付記することができる。

5-2. 届出書の写しの携帯

特定区域の上空で無人航空機を飛行させる者は以下のいずれかの媒体を携帯し、必要に応じそれらを提示しなければならない。

- (1) 届出システムにログインすることにより、届出内容と届出番号を表示することができる端末又はその表示を印刷したもの
- (2) 届出後に国から返信される届出番号が記載された届出書の原本の写し
- (3) 提出した届出書の写し及び届出システムから送信された届出番号が記載された電子メールを表示できる端末又はその表示を印刷したもの

5-3. 代表者の管理・確認

代表者は、特定区域の上空において飛行の対象となる無人航空機の管理及び当該飛行を適切に実施することについて確認しなければならない。

附則（令和3年国官参次第118号）

この要領は、令和4年6月20日から施行する

リモートID特定区域の届出書

(区分： 新規、 変更)

年 月 日

殿

下記の区域に対して、リモートIDの搭載の例外措置を目的とし、航空法施行規則第236条の6第2項第1号によるリモートID特定区域（以下「特定区域」という。）とするため、関係書類を添えて届出します。

届出をしようとする者の情報	氏名	フリガナ		
	住所			
	法人・団体の場合	名称	フリガナ	
		部署名		
		事務所の所在地 ^{※1}		
電話番号				
メールアドレス				
特定区域とする場所の所在地及び高度	所在地：			
	特定区域とする場所の端点の緯度・軽度：			
	飛行する高度の上限：			
飛行の日時				
法第132条第2項第2号の許可、法第132条の2第2項第2号の承認もしくはそれらの許可等の取得状況の確認	<input type="checkbox"/> 取得済又は申請中 / <input type="checkbox"/> 申請不要			
届出番号（変更届出に限る）				

リモートID特定区域にて安全措置を講ずることの申告※2	<input type="checkbox"/> 特定区域からの逸脱を常に監視し、操縦者へ必要な助言を行う補助者を配置する。 <input type="checkbox"/> 補助者は、無届又は未確認の無人航空機が飛来した際に操縦者へ飛行中止等の指示を行う。 <input type="checkbox"/> 操縦者の目視範囲内において特定区域を明示するために、以下のいずれかの措置を講じる。 (1) 特定区域の外縁を塀、柵、縁石、土地上の境界線の表示により明示する。 (2) 操縦者が視認できる範囲内に特定区域の外縁を明示するための標識を設置する。 (3) 特定区域における地上の理由により、外縁措置を講じるための物理的な標識等の設置が困難な場合は、求めに応じて空域の範囲を明示した届出書の写しを提示する。
-----------------------------	---

No. ※3	無人航空機の登録番号	新規/追加	削除
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

※2 申告内容について全ての項目に☑を記載すること。

※3 複数の登録無人航空機を特定区域で飛行させる場合は、全ての機体について記載すること。エクセル等の作成による別添可。

注) 届出書が形式上の要件を満たさないものや届出内容に誤りがある場合は法的効果をしない。